

先ず、スペースシャトルコロンビア号の今回の不慮の事故に深い哀悼の誠を捧げる。

（合掌）

数年前から読みかけたままになっていた司馬遼太郎氏の「菜の花の沖」全六巻を読破した。小生は 20 年ほど前に函館に勤務した経験があり、高田屋嘉兵衛の業績についてはある程度知悉している積もりであったが、それでも新鮮であった。

高田屋嘉兵衛は、淡路の國都志本の人で、北前船交易にて産をなし、寛政 10 年函館に支店を設け、東蝦夷地直捌開始に伴い、官の定雇船頭及び御用商人として勃興し、択捉航路を開き、同地に漁場を設け、アイヌ人を救済するなど功績が甚だしかった。択捉開拓の功を以て同場所の、幌泉は入札を以て、根室は特旨を以て請負を命じられた。

後段で請負制度の弊害を述べるが、一方において、高田屋嘉兵衛みたいな公正にして人徳優れた人物が居た事を思うとき何となく安堵感を覚えるのは私だけであろうか。

「場所請負制度」について述べるけれども、その前に、もうすぐ「北方領土の日」であることを想起して貰いたい。「朔東から」第 6 号で述べたとおり、政府は、1981 年（昭和 56 年）1 月の閣議において、2 月 7 日を「北方領土の日」と決定し、爾来毎年 2 月 7 日には、「北方領土の日」関連の記念行事が全国各地で開催されている。2 月 7 日を北方領土の日としたのは、1885 年（安政元年）2 月 7 日、日本国とロシアとの間で締結された「日露通好条約」の調印日に因んだものである。同条約では、第二条において、「今より後日本国と魯西亜国との境「エトロプ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於いて界を分たす是まで仕来の通たるへし（以下略）」と合意されており、つまり北方領土が日本固有の領土であることを両国がはじめて正式に確認したのである。

新北海道史第二巻通説一の 198p 以降に記載されている寛政四年（1792）頃の所謂「場所」と言われるものは、朔東管内では、「トカチ」「シラヌカ」「クスリ」（釧路のこと）「アッケシ」「キリタツ」「クナシリ」の 6 箇所である。トータルで 75 箇所の地域が「場所」として記載されているので、道東地域の「場所」の数は少ないといえよう。

トカチというのは、広尾にあった「場所」の事である。運上屋敷が如何様なものであったかは、博物館で確認する事が出来る。広尾町の十勝会所、白糖町や斜里町港町の運上屋跡を訪ねて見るのも良かろう。但し、冬場は大変だ、止めたほうが良い。

場所請負制度というのは、江戸時代の蝦夷地（北海道・南千島、樺太の一部）における植民地経営の方式と言ってよかろう。松前藩が当初からこのような制度を採用したのではなく、当初は、松前藩に対し、江戸幕府から与えられた蝦夷地交易独占権を、家臣に分与した商場（あきないば）知行制が次第に変質したものである。

商場地行制は、渡島（おしま）半島南部の和人地の直轄地を除き、それ以外の北海道の海岸部を、アイヌの各部族の支配領域に対応させて〈場所〉という領域に区分し、場所のアイヌとの交易独占権を上級家臣に知行として分与したものである。

こうした場所持の家臣は毎年場所に交易船を派遣し、アイヌより得た特産物(干しザケ, 干しニシン, 匙海鼠(いりこ), コンブ, 熊の皮など)を江差, 松前(福山), 箱館で換金して収入源とし, 松前藩は3港に入港する商船(北前船)に移出入税(沖ノロ口銭)を課して財源とした。家臣はやがて場所との交易を商人にゆだねるようになり, また家臣や商人は自己の収益を増すために, 交易品(米, 酒, 古着など)と特産物との交換率を引き上げてアイヌへの収奪を強めた。

1669年(寛文9)のシャクシャインの戦は, このような和人の収奪強化に反発して起こったものだが, アイヌ側が敗北し, かえって商場知行制は強化された。18世紀にはいると, 蝦夷地の漁業が不漁に陥って場所持の家臣の財政が悪化したことと, 本州各地で蝦夷地の海産物(肥料, 食品)への需要が高まったことにより, 各場所の経営を商人にゆだね, 家臣は毎年一定の運上金を受け取るという方式(場所請負)が広まった。場所の経営を請け負う商人は場所請負人と呼ばれた。請負場所には, 事務所, 宿舎, 倉庫を兼ねた運上屋を建て, 支配人(運上屋の全責任を負う者), 通辞(通訳, 蝦夷の世話役), 帳役, 番人(場所内の猟場に設けられた番屋を管理する者)などの雇人を置いていた。アイヌに漁法を教えたり, アイヌを使役して海産物の生産量を増大させて収益をあげた。場所請負制度発生の直前において, 松前藩が蝦夷交易によって得た収入が, 1, 2千両と称されたのに対し, 文化四(1804)年では西蝦夷地のみで藩庫に収納する運上金は, 約7千両に達したと言われる。初期の場所請負人の多くは, 江差, 松前に出店を構えて移出入に従事していた近江系商人である。松前藩自体も一部の場所を直轄していたが, これらも順次場所請負人に任せられ, 藩の支配が南千島や樺太の一部に及ぶと, これらの地にも場所が設定された。元禄の頃までは, 厚岸が東海岸の内地商船が行き得る極限と考えられていたが, のち霧多布に延び, ノッカマブに移り, 宝暦年間には国後に場所が置かれて内地商人も交易権の一部を手に入れるようになった。紋別, 斜里は安永年間に開かれた。

1789年(寛政1)国後(くなしり), 目梨(めなし)で起こったアイヌの蜂起も, 近年開始された請負人飛驒屋の過酷なアイヌ収奪が原因であった。アイヌの人々の受難の概要は以下の通りであった。

藩並びに知行主は, 「場所」には余程の事がない限り干渉しなかったので, 住民の支配権にも似た様な権限を行使するようになり, 蝦夷地の産業の発達を齎した北海道の拓殖上重要な役割を果たした事は事実ではあるが, 反面交易上の不正, 蝦夷の酷使, 出稼人の横暴等によって原住民である蝦夷に多大なる禍根を残した事も事実である。交易上の不正というのは, 物々交換での不公平な交換, 蝦夷に与える物品の数量上の誤魔化し, 事後決算時の詐欺紛いの勘定, 時には略奪的でもあったようだ。請負人がアイヌ人を有無を言わず集めて使役するようになると, 危険且つ休む間もない位の過酷な労働条件で酷使し, 蝦夷人の交易の禁止, 他所との往来, 密売買の禁止, 日本語の使用・習得の禁止(通辞を介する事により思いのままに出来るので), 農業の禁止場所も多数あったが, これらの種々の束縛により, 支配権を絶対なものにしていった。更には, 場所請負人の雇人となった者の中には, 所謂無頼の者や親族に棄逐されて逃げてきた者も多く, その質も押しつけて知るべしであったようだ。通辞と言われる通訳が絶大な権限を握って無理難題を吹きかけ, 打擲・足蹴にしたりと乱暴狼藉を働く者もおおし, 彼ら出稼ぎ人は私腹を肥やす為に手段を選ばなかった。略奪同然の物品の横奪が蔓延り, 果てはアイヌの婦女(メノコ)を姦淫する事も

一再ならずあったと思われる。彼等の専制暴行、蝦夷人の物資の略奪、夷婦の姦淫等の不徳を詰むると、かえって打擲を加えた。知床クラブのHP「羅臼千一話、国後蝦夷騒動記」には、次のような記事があった。『また、彼等から物を受け取る時の数え方は「始まり 1、2、3、．．． 8、9、10、終わり」と十を数えるに「始まり」「終わり」を加え12を以って10とした、例えば鮭を受け取るにも12尾取って10としたものである。』これでは、如何に温和なアイヌとて我慢がならなかったであろう。人間というのはどこまで過酷になれるものだろう。暗澹たる思いだ。

18世紀末にはロシアの蝦夷地周辺への進出に対応して、幕府は東蝦夷地を直轄し、アイヌ保護のために場所請負制を廃止したが、西蝦夷地では直轄後も場所請負制の存続を認めている。1821年(文政4)蝦夷地支配に復帰した松前藩は、場所の知行制は復活せず、藩の直轄のもとで場所請負制を継続した。この幕領期以後、場所請負人には近江系商人に代わって江戸系商人が進出し、和人漁夫の導入やアイヌ使役の徹底が図られ、場所経営が発展している。19世紀にはいると和人地の不漁や東北地方の凶作のため、蝦夷地に入り込む和人の出稼漁民が増加した。場所請負人は直接雇い入れる以外の和人漁民からは、二八役(漁獲量の2割を納入)という入漁税を取って場所での漁業を認め、一方彼らの漁獲物を買収したり、彼らに食料や漁具を前貸ししたりするようになった。

以上のように場所請負制は、アイヌの酷使によりアイヌ人口の激減を招き、また出稼漁民への重税や前貸支配により、中小漁業経営の発展をさまたげた。

明治維新後、明治政府は1869年(明治2)「場所請負制」を廃止し、請負人には過渡的に漁場持などの特権を与えたが、やがて漁業権を中小漁民に解放し、こうして悪名高い「場所請負制」は消滅した。

(参考：百科事典、新北海道史、各種のHP)